



袋井市健康経営チャレンジ事業所

ふくろい

#2961 健康UP 通信

VOL.11

発行:令和2年2月26日

～健康づくりに関する情報や袋井市のイベント情報等を毎月お知らせします。～

3月は自殺対策強化月間です

袋井市では、毎年10人を超える方が自殺で亡くなっています。

自殺は、さまざまな要因が複雑に関係しており、その多くが追い込まれた末の死といえます。これは、誰にでも起こり得る危機であり、その場合には誰かに援助を求めることが大切です。一人で悩まないで、まずは、お気軽にご相談ください。

こころの健康相談（袋井保健センター） 電話：0538-42-7340

その他相談窓口等は、「袋井市こころの相談窓口・医療機関」で検索！

<http://www.city.fukuoka.shizuoka.jp/kurashi/soshiki/09/01/kenkozukuri/kokoro/1494400049844.html>

啓発キャンペーン

自殺予防とこころの健康の大切さの普及啓発のため、啓発グッズ等を配布します。
(なくなり次第終了します)

中止
日時 令和2年3月12日(木)
午後4時～午後5時
場所 杏林堂薬局下山梨店
店頭(下山梨1952-4)

袋井市では、たばこによる健康被害から市民を守る取組を進めています

喫煙や受動喫煙は、肺がんや乳幼児の突然死症候群などのリスクを高めるなど、健康に悪影響を与えていることが科学的にも明らかになっています。

国や県においては、「健康増進法を一部改正する法律（平成30年7月25日）」、「静岡県受動喫煙防止条例（同年10月23日）」が公布され、国全体として受動喫煙防止対策の強化が進められている。

そのような状況の中、「日本一健康文化都市」や「子育てするなら袋井市」の実現を目指す本市では、未来を担う子どもをたばこによる健康被害から守る観点から、更にもう一步踏み込んだ対策を講じていくため、「**（仮称）袋井市たばこによる健康被害から市民を守る条例**」を制定し、取り組んでいきます。

取組の3つの柱

めざす姿～たばこによる健康被害のないまち～

1 たばこを吸わない人を育てます

☆ 将来的に「喫煙者ゼロのまち」を目指します。

- 1 家庭や地域において、子どもがたばこに接する機会をなくす。
- 2 子どもとその保護者がたばこについて、学ぶ機会を増やす。

イメージ図



2 たばこを吸わない習慣を身に付けます

☆ 「喫煙者の減少」を目指します。

- 1 喫煙者への保健指導等により、禁煙を促す。
- 2 たばこによる健康被害や周囲への影響など、たばこに関する正しい知識の普及を図る。

3 たばこを吸わない人を守ります

☆ 「受動喫煙のないまち」を目指します。

- 1 子どもや妊婦と一緒にいる空間で喫煙しないようにする。
- 2 施設の禁煙化や分煙対策の徹底を図る。

今後の進め方

子どもをはじめとする市民をたばこによる健康被害から守るためには、市民意識の向上を図るとともに、市民意見の集約や有識者による検討会等を開催し、行政だけでなく、市民とともにたばこ対策について検討していきます。【予定】9月議会：条例案の上程 令和3年4月条例施行

袋井市では、たばこによる健康被害から市民を守る取組を進めています。
今回から数回に分けて、たばこを巡る動きやたばこの健康被害、取組方針などを紹介します。

たばこによる健康被害から市民を守る取組 シリーズ1「たばこを巡る動き」

◆世界の動き

世界では、受動喫煙の健康被害は明白なものとして、屋内においては分煙ではなく全面禁煙化が進んでいる。

1990年代から、アメリカのカリフォルニア州やニューヨーク州などで、一般の職場だけでなく、レストランやバーも屋内全面禁煙とする動きが始まった。

アイルランドにおいては、2004年に世界で初めて国全体を屋内全面禁煙とする法律が施行され、同年にはニュージーランド、その後もウルグアイ（2006年）・イギリス（2007年）・香港・トルコ（2009年）、そしてアメリカでも半数以上の州で屋内を全面禁煙とする法律が成立している。

2016年時点で屋内全面禁煙の国は55カ国であり、途上国を含む世界各国に広がっているとともに、国・州によっては、子どもが乗っている自家用車内までもが規制の対象になっている。

◆日本の動き

我が国では、2018（H30）年7月に、望まない受動喫煙を防ぐため、健康増進法の一部を改正する法律が成立した。

施設等の類型や場所、施行に必要な準備期間を考慮し、東京オリンピック・パラリンピックに向け、2020（R2）年4月に全面施行の予定である。これにより、飲食店を含む、多くの施設が原則屋内禁煙となる。



2019年	2020年
7月	4月
9月(ラグビーW杯)	7月(東京オリンピック)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)	
7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙	
	4/1 全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙

◆県の動き

静岡県では、静岡県受動喫煙防止条例を2019（H31）年4月1日から施行し、飲食店に対し、出入口の見やすいところに、喫煙の可否についての標識掲示を義務付けるとともに、教育施設への規制を強化した。



【#2961健康UP通信のバックナンバーをホームページで見ることができます】

#2961健康UP通信vol. 1~3



#2961健康UP通信vol. 4~6



#2961健康UP通信

QRコードはこちら



問い合わせ：袋井市 総合健康センター 健康づくり課 健康企画室

電話：0538-84-6127 E-Mail：kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp